

令和3年度 第3回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事録（要旨）

開催日時：令和4年2月14日（月）14:00～16:00

場所：高知県人権啓発センター 6階ホール

出席：井奥会長、大城委員、八田委員、岡上委員、中島委員、古谷委員、西村委員
津野委員、吉野委員

欠席：木下委員、笹岡委員

議題：次第参照

1 開会

「高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領」第3条第2項の規定に基づき、第3回高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議事録署名人として、八田委員及び岡上委員を指名。

2 議題

令和3年度第2回「犯罪被害者等支援推進会議」でいただいた意見に対する県の考え方

資料1「令和3年度第2回『高知県犯罪被害者等支援推進会議』でいただいた意見に対する県の考え方」（以下「第2回推進会議の意見に対する考え方」という。）について、いただいた意見に対する県の考え方及び今後の対応等を説明。併せて資料2「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の広報・周知について（以下「補助金の広報・周知について」という。）」について説明。

（1）「令和4年度の支援施策の取組予定について」

資料3「令和4年度犯罪被害者等支援推進事業について」（以下「令和4年度支援推進事業」という。）及び資料4「令和4年度犯罪被害者等支援関係スケジュール」（以下「令和4年度スケジュール」という。）により、事業のポイント及び予算の拡充項目並びにスケジュール等について説明。

（会長）

資料4「令和4年度スケジュール」11月の犯罪被害者週間の取組について、他県ではこの期間に講演など予定をしているところもあるが、令和4年度に検討している計画等はあるか。

（事務局）

当課主催による犯罪被害者週間中の行事は予定していない。しかし、12月には人権関係のイベント等もあり、機会を捉えて「犯罪被害者週間」、「二次被害の防止」について意識を高めていただける取組を検討していく。

(会長)

この時期は、11月1日からの「児童虐待防止週間」や12月1日からの「人権週間」に併せ、県等が主催のイベントが多く予定されている。特に、人権のイベントは親和性も高く、部局内で連携を図り知恵を出していけばコストを余りかけずにできることがあると思うので、検討をしてほしい。

(委員)

資料1「第2回推進会議の意見に対する考え方」No.1「SNSによる広報の体制整備」の県の説明について、「県のホームページの既存の媒体として、ツイッターを利用し、イベント情報等の周知をしていく」とあるが、県のツイッターを見ると、県主催のイベント情報や地場産物の情報発信などが中心で、同じ媒体で、犯罪被害についての広報や補助金の周知等を発信することに違和感を抱く。

次に、資料2「補助金の広報・周知について」の中で、QRコードを使い情報収集をしやすくしていくとあるが、現在、県が作成しているリーフレットのQRコードから目的のページを飛ぶことができない。原因を確認していただき、既に作成済みのリーフレット等のQRコードが使えないのであれば、修正等の対応をしていただきたい。

その次に、資料1「第2回推進会議の意見に対する考え方」No.2「補助金の申請」の県の説明について、FAQを作成するとある。補助金の申請の件数が0件、問い合わせ件数も多くない実状を踏まえれば、よく尋ねられる質問という意味の「FAQ」ではなく、質問の頻度を加味する必要のない想定される質問という意味の「Q&A」を使う方が良い。その方がこうち被害者支援センター（以下「センター」という。）を含む支援する側にとって、頻度は多くないが回答に困る質問まで網羅することができるため、より有効に活用できると思う。

最後に、資料1「第2回推進会議の意見に対する考え方」No.4「補助金の広報・周知」について、センターの委託事業として広報用のリーフレットやカード等を作成し配布していくとある。期限もありセンターにおいていろいろ考えている。しかし、紙媒体だけでなく「想定される質問」などをコンパクトにまとめ、広報・啓発をしていく方が良いと考えている。そのためにはツイッター以外の媒体も検討していただきたい。

(事務局)

1点目「QRコードから目的のページを飛ぶことができない。」について、リーフレットを作成した時点では、リンクしていることを確認済みであった。しかし、その後県のホームページの変更等によりリンクできなくなっている可能性があるため、修復できない場合は、在庫分について新たなリンク先のシールを貼る等の対応をする。

2点目、県の広報広聴課の公式アカウントのツイッターでは、イベント情報が多く、その中に犯罪被害者等の支援に関する情報が入ることについて違和感があるという意見について、イベント情報や新型コロナウイルス感染症に関する情報などが多いということはあるが、

ツイッターは3万超えのフォロワーを持っており、県の広報媒体では最も情報発信力があるもの。ツイッター以外に被害者支援の情報発信を行わない訳ではなく、一つの機会として活用を考えている。例えば、「犯罪被害者週間」について市町村の広報紙に犯罪被害者等支援に関する記事が掲載されたことなどをきっかけに、当課のホームページにつながり、補助金や支援情報等に関心を持っていただく機会になればと考えている。前回の推進会議でいただいた「広報・周知のために、既存の SNS 媒体を使うことで、ハードルは下がる。」というご意見にも応えられると考えている。

3点目、FAQ についての意見について、FAQ の目的としては、犯罪被害に遭われた方は、被害の影響によってパンフレット等を詳しく読んでいただければ分かることでも、そういう気持ちになれず、まずは自身が補助金の対象になるかを知りたいというニーズもあると考えている。そういう意味でホームページに簡単に確認できる「よくある質問」を作りたいと考えている。ただし、実際に申請することになれば、申請補助や面接相談の業務を委託しているセンターにお問い合わせいただく必要があるので、「よくある質問」の内容によっては、「詳しくはセンターへお問い合わせください。」や「県民生活課へお問合せください。」という回答になると考えている。センターと協議のうえ作成したいと考えているので、協力をお願いする。

4点目、現在、センターに県の委託事業の一つとして作っていただいている県制度の概要等を盛り込んだリーフレットについては、正しく分かりやすく、かつコンパクトでどんな情報を入れるかについて、センターと相談していきたいと考えているので、内容については、別途相談をさせてほしい。

(委員)

前回、SNS を利用した広報・周知について意見を述べたが、その媒体はフェイスブックのことである。SNS の媒体を整備していくには手間を要するということであつたので、県のホームページにある既存のフェイスブックに新たに犯罪被害者等支援のページを作ることは、所管課の決裁で利用できるのではないかと思い、ハードルも高くないのではという趣旨である。ツイッターの利用について、反対ということではない。

(委員)

私はツイッターの活用は良いと思う。ツイッターを見てみると、「ひきこもりの方を支援するイベントに〇〇というタレントが来場した。」とか「外国人の方のための法律相談を実施する。」などのお知らせがある。被害に遭うことによる実状など深刻な内容をつぶやくというのではなく、例えば、「犯罪被害に遭われた方の引っ越し代の一部を助成する制度ができました。」というようにお知らせをつぶやく。それを読んだ人が支援に関するページに飛べるようにリンクを貼るなどし、多くの方が目にする機会を増やすことで、被害に遭ってしまった時に、その被害者やご家族が被害者支援に関する記事を見たことあるなど思い出さ

けでも、支援につながるチャンスが増える。

検索エンジンで「高知県、被害者」で検索してみると、具体的な事案の報道記事が上位にくる。また、「高知県、被害者、経済的支援」で検索してみると該当ページがないと表示される。被害に遭われた方からお話を伺う際に時々聞くこととして、被害直後はパニック状態であるが、少し落ちつくとき、これからどうすれば良いかとかどんな支援があるかなどをネットで検索する。しかし、加害者側の情報、例えば「性犯罪を起こしたらどうなるか」とか「加害者を弁護する法律事務所」などはヒットするが、自分が得たい情報を検索しづらいという話を聞く。県の経済的支援制度が検索上位にくるように、例えば、ハッシュタグを工夫すると検索でヒットしやすいよなど詳しい方に知恵を借りるなどして、対応策を検討していただきたい。「犯罪被害、高知県」と検索すると県のホームページやこうち被害者支援センターのページが上位にくるようになれば、もっと支援につながりやすくなると思う。

(事務局)

速やかに得たい情報にたどり着けるようにするために、どのような工夫ができるか検討する。

(委員)

広報のために、紙媒体のチラシ等をいろいろ作成することとしているが、被害者へ情報を提供するという意味では、余り効果がないと思う。オンライン上の情報を充実させて、検索に引っ掛かる工夫をすることが重要である。多少費用は掛かるが、専門の業者やホームページの運営会社などに相談をして、犯罪被害者が得たい情報を検索しやすくする必要がある。例えば、検索に引っ掛かりやすいように、ホームページを作る際に、キーワードを山ほど盛り込んだ文章を敢えて作成し、「支援制度ができました。」で終わるのではなく、具体例なども多くのおせ、過剰なほど情報を盛り込んだ状態で情報発信するという手法もある。是非、費用が掛かっても、オンライン上の情報にアクセスしやすくする工夫を検討いただきたい。

(委員)

委員が言われたとおりで、私どもの業界でも紙媒体のパンフレットは必要がなくなっており、必要な情報は全てホームページに公開されて、ユーザーの方が情報を持っていることも多い。紙媒体の作成に経費を使うのであれば、その費用をオンライン上の情報を充実させるために、業者に依頼するなど、注目されるページをつくる方が効果的だと思う。

また、民間の力の活用として、今多くの方が、スーパーを利用するよりコンビニを利用する機会の方が多いと思う。例えば、コンビニに犯罪被害者支援に関するページにリンクしたQRコード入りシールを貼ってもらうような協力を依頼すれば、多くの方が目にする機会を得られ、また、コンビニと警察の連携も進んでおり、効果的な広報になると思う。

(会長)

本日の資料では、紙媒体の広報物を作成し配布するという記述もあった。オンライン上の

広報に費用をかける、民間の力を活用するという意見があったことを踏まえ、少し検討をしていただきたい。

(事務局)

県民に広く広報するために、例えば、トイレの個室などに備えつけてあるカードなどの作成を考えていたが、目にする機会を増やすために民間の力も借りることなど、大事な視点であり、意見をいただきありがたい。

(会長)

(広報の1つの切り口として)SDGsの取組との関係で言えば、「犯罪被害者支援」は、直接的ではないかもしれないが、「ジェンダー平等」や「公平・公正」、「パートナーシップ」などの目標実現と親和性が非常に高いと考える。高知県でもSDGsの推進企業登録制度を作り、50社以上の民間企業の登録がある。その登録企業と連携を図れば、企業側も社会的課題への取組というのは企業イメージのPRにもなるので、賛同する企業も多いと思う。また、他県であるが、SDGsの取組が進んでいる大学では、女子学生を中心に「性暴力の問題」についてシンポジウムを開催しているサークルなどもあると聞く。県立大学などで、熱心な取組をしている学生と連携するなどしていくなど、やり方はいろいろあると思う。是非、検討していただきたい。

(2) 二次被害の防止についての取組の方向性について

資料5「二次被害の防止についての取組の方向性について」により、考え方の整理等について説明。

(委員)

臨床心理士会でも被害者支援というのは、重要な問題と認識している。災害による被害者も含め、二次被害を起こさないための予防・未然防止は広く皆さんに知ってもらいたい、しかし、二次被害が起きてしまったときには、専門機関でセラピーなりをしてもらう方が安全だと思う。被害者から話を聞く窓口の方には、専門機関につなぐための知識、どこで治療をしてもらえるかという知識を持ってもらうことが、すごく大事である。

(会長)

支援機関同士の連携が大事ということだと思うが、現状、二次被害が起きてしまい、心理的支援が必要な場合、どこへ繋がるようになっているのか。例えば、役場ではどこへ連絡することになっているのか。

(事務局)

支援機関どうしはそれぞれ支援内容を理解したうえで、連携していくことが大変重要であると考えているが、同時にまだ十分できていないところでもある。現時点では、まずはセンターにつないでいただくことが、被害者の方にとって、最短で支援につながると考えている。

もちろん、全てセンター任せということではなく、県でも適切な情報提供をすることに努めていくが、支援機関同士の連携を進めるという意味では、センターの認知度が上がり、センターにつながれば間違いなく必要な支援につながると理解していただくことは重要であると考えます。

(委員)

高知県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）では、二次被害の相手として、過剰な取材による報道機関も二次被害の当事者（加害者）であると定義されている。また、高知県犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）では、二次被害の防止の促進のところで、「犯罪被害者等の視点に立ち犯罪被害者等の人権等に配慮した報道がなされるよう、報道機関に協力を求めます。」「心情に配慮した適切な報道対応を実施し、自宅等への過剰な取材等に対しては、犯罪被害者等の要望に応じた対応を実施します。」とある。具体的に過剰な取材を受けた場合、どこに相談をしたら良いか。

また、資料4「令和4年度スケジュール」9月「県内報道機関への犯罪被害者週間広報・二次被害防止に関する啓発協力依頼」について、ここは広報啓発のための対応ということであると思うが、加えて、報道機関の方にも、犯罪被害に遭われた方やそのご家族・遺族の方に取材するときの考え方という広報の依頼だけでなく、被害者に対して一線を越えないような取材をしてほしいというような要請をるところまで、入れてほしい。県内の報道機関では統制が取れていても、全国的な事件になると中央の報道機関がこんなにあるのかというくらいに、群がってくると思うので、そのことを考えてもらうためにも、報道機関への要請については考えてもらいたい。

(事務局)

報道機関への要請について、大変重要なことである。条例の作成を検討する際には、報道機関では二次被害を与えないような取材等のルールについて定め、自主的に規制をしているということもあり、条例の中に踏み込んで記述をしなかった。四国4県で連携を図っていく中でどんなことができるということについても含め、検討したい。具体的に県内で発生した場合の対応等については、警察の方から説明をお願いします。

(事務局：警察)

前回の推進会議で「二次被害」に関する事例の説明の際にも、紹介させていただいたが、警察では、ご家族が過剰な取材を受けるような状況にならないように、県警の記者クラブを通じ先に取材自粛を要請する。全国的な事案が起きた場合に、マスコミは一言でも家族の声を直接録りたいこともあり、録れるまで取材を止めないということを家族に説明をして、一度だけコメントを出してもらい、それ以上は取材自粛を要請するなどの対応をすることもあ。死傷者が多数に及ぶ事案で、その被害者が多数の県に及んでいる場合、発生県から遺族がいる県警に必要な対応を取るよう連絡をし、捜査だけでなく、支援の体制を作るよう県を

またいで連携することになっている。

(委員)

犯罪直後から弁護士に、「弁護士に相談するようなことかな」と思われることでも、まずは相談してもらいたい。ご遺族の代理人となり、報道機関への窓口になるし、報道機関に対して報道自粛の要請もする。自粛要請のために、各報道機関の報道に関するガイドラインや報道倫理を調べたことがある。そこには、被害者や遺族のプライバシーに十分配慮しなければならないと各社で定めている。それらを根拠にして、自宅へ取材に来ることを一切しないようにと求めていくし、一言でもコメントを出した方が良いとなれば、内容や発表のタイミングなども一緒に考え、弁護士が代理で発表するということもできる。また、葬儀場などの報道機関が大挙して訪れそうな場所についても、どのような対応をする方が良いかなど、警察や管理者との協議の窓口になり進めていくことができる。全国の都道府県に被害者支援センターが設置されていて、センターと繋がっている弁護士がおり、センターを介して弁護士につなぐことも可能である。また、全国の弁護士会において、犯罪被害者支援の相談窓口の設置も進んでいる。被害に遭うと不安な状態になると思うので、住んでいる地域で犯罪被害者支援をしている弁護士にためらわず相談していただきたい。

(会長)

行政、警察、支援機関といった関係機関どうしが連携を図れるよう、県が音頭を取り、被害に遭われた方に過度な負担が掛からないよう、報道機関等による二次被害のリスクを未然に防ぐための、手順や連絡体制等の構築を検討していただきたい。

(委員)

私自身も「二次被害」について、この推進会議でいろいろと議論する中で、ようやく分かってきたところで、恐らく、一般の県民の目線では「二次被害」と言っても、何のこともよく分からないと言うのが実状であると思う。本日の議論の中で、次年度の広報・周知について、方法等いろいろ話が出たが、経済的な支援制度も一生懸命に作ったので、是非活用してもらいたいが、それはそこまで焦ることはないと思う一方、二次被害の防止は迅速性が要求されると思う。被害直後にすぐに手を打つ必要がある。そういう意味では広く県民に広報・周知するのは、「二次被害の防止」が優先度が高い。それでは、どうやって周知するのかというと、「二次被害とは、どういうことなのか」が分かるように、いろいろな事例を挙げて、「こんなことが起きる。」「こんな目に遭う。」ということを示す。その対応として、例えば、マスコミの過剰取材に対しては、「警察で相談を受けます。」「弁護士会で相談を受けます。」「センターで相談を受けます。」という連絡先についても周知する。また、一般の県民が「二次被害」を与えてしまう側になる可能も高いので、抑止するためにも二次被害とはどういうことなのか、それを防ぐためにはどうすれば良いかをうまく伝えることが重要である。先ほどの話だが、マスコミが押し寄せたときにはパニックになり、自分ではどうしたら

良いか分からなくなり、何か言わないといけないと思いコメントするとますます取材が過熱してしまう。そういう過熱取材になる構造やそうなった場合の相談先の対応など、一連の流れを広く周知する広報に力を入れていただきたい。

(委員)

フェイスブックなどのSNS上の書き込みなどを見ても、性犯罪被害などに関して、人権意識が低く、ネガティブなコメントが多い。例えば、女性キャスターの裁判について、被害者である女性キャスター側に落ち度があったかのようなマイナスの意見が数多く見られる。この推進会議でも、一生懸命被害者支援の取組を進めているが、県民・市民の人権意識というのは余り高まっていないと感じる。それは、推進会議は定期的を開催しているが、「犯罪被害者支援」と言うことの認知度が上がってきていない、多くの県民・市民に「犯罪被害者支援とはどういうことか」が知られていない。例えば、犯罪被害者週間についてインパクトのある広報を打つとか、被害者週間と同時期の12月第1週に、県と国で共催で中央公園で開催している「じんけんフェスタ」でアピールする人権課題として、主体的に申し入れをして取り上げてもらうなどすれば、注目度も上がると思う。「じんけんフェスタ」ではいろいろな人権課題について取り上げて、それぞれ課題等について発表をしているが、最近では内容も漠然としており、具体的にどの課題を強調したいのか見えてこないように感じている。私も理事会にて提言しようと考えているが、一つ大事なことを取り上げて、強調して県民に訴えていくことは、全体的なレベルアップにもつながることであると思う。犯罪被害者支援について、「じんけんフェスタ」で取り上げてもらい、例えば「二次被害」にポイントを絞り、中央公園のイベントで集中的に県民・市民に対して広報・周知をすることは大事なことであるとする。

(委員)

「二次被害」について議論がされているが、まず、「一次被害」が発生し、その上で「二次被害」が起きる。また、「二次被害」とは、人それぞれ受け取り方が違うと言うことをおさえておく必要がある。

次に、広報媒体のペーパーレスの議論もあったが、確かに、おっしゃる通りで、まずどれだけ有効的に配布できるか、また、紙媒体の広報物は情報量も限られており、支援が必要な方に届いたとしても、その中で、書かれている情報が役立つ情報になっているかも考える必要がある。

11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に全国的に各種イベントが実施されているが、条例の制定や指針の策定の際にも意見を述べたが、県民に広く広報・周知していくためには、犯罪被害者を県民みんなで支援していくという県民運動として盛り上げていかないことには、なかなか被害者への理解は広がらないと思う。広報物やSNSを通じた発信をしても、必要な人は見ると思うが、県民全体が一緒になって考えるというところまで意識を上げてい

くことは難しい。単発でイベントを開催しても、参加する方は限定されている。RKC ラジオで毎年5月に県、11月にセンターが広報をしているが、定期的な広報は重要で、このような定期的な取組と全県一体となってやる県民運動を連動させ、展開していくことが必要である。

また、センターでは、高知県、法テラス高知、高知弁護士会に共催の協力を得て、四万十市（奇数月）と安芸市（偶数月）で、隔月開催の出張法律相談を実施している。特定のエリアになるが、以前はこちらから市町村広報誌へお願いをしていた開催案内や啓発の記事を、先方から連絡いただくようになってきた。県内34市町村の機関紙を通じて、犯罪の「一次被害」や「二次被害」について、定期的に情報を発信できるように、紙面を確保いただくよう県から働きかけをして、県民が犯罪被害者支援について目を向ける機会を作っていないと理解は進まないと思う。センターができる支援の中身は限られていて、弁護士や警察などの関係機関との協力なしでは支援はできない。特に、弁護士とは支援活動に関する勉強会などを実施し、関係性を築いている。県民に向けた広報・啓発についても、マスコミや教育関係機関の人も巻き込み、予算はかかるが、互いに協力してできる活動を検討いただきたい。センターも可能な限り協力する。

（委員）

労働局は、犯罪被害者の直接的な支援機関ではないので、できることは限られている。前回も話をしたが、事業主に対しては、犯罪被害者等に対して特別な休暇を制度化してほしいという働きかけしかできていない。職場環境ということでは、少しずれるかも知れないが、ハラスメントという観点では、一定の相談対応をすることができるが、被害者支援について対応が難しい場合も多く、その場合は各機関に協力を得ながら対応していける体制をつくっていかないと考えている。

（委員）

「二次被害」について良く理解していないため、知らないうちに「二次被害」を与える側になってしまっているかもということ、本当にそうだと思う。私も被害者の方々の話を聞く中で、「二次被害」は、被害者が置かれるその環境の中で起きる。働いている人であれば、職場で二次被害が起きない方がおかしいというくらいよく起きる。では、二次被害を与えてしまった人が、その言動などが二次被害になることを分かっていたかということ、そうではなく、励ますつもりや、職場の都合について理解を求めるために説明する際などに起きている。職場においては、事業者を理解いただくことがすごく重要なことであると思う。西村委員や古谷委員にも助言をいただき、県から事業主に対し、「二次被害の防止に努めることは、事業者として従業員を守るうえでも重要です。」「従業員が二次被害を与えて、損害が生じたならば、事業主も賠償責任に問われる場合もあるので二次被害について理解することが重要です。」というような働きかけをしていただきたい。休暇制度について法律で定めることはハードルは高いかもしれないが、少し前までは、「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」につい

て声を上げる人が攻撃される社会だったが、労働局や国及び民間の働きもあり、今では「してはいけないこと」ということが十分周知されている。法律で義務づけられているという違いはあるが、「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」と同じように、職場で働く人どうしが傷つけ合うことは、あってはならないことであるし、周知徹底を図ってきたノウハウを活かして、二次被害の防止について理解いただける機会をつくっていただきたい。

(会長)

二次被害については、言葉で言えば簡単であるが、いろいろなところに広がりを持って、影響を及ぼすことがある。事務局には、委員の提案も踏まえ、新たな取組なども検討いただきたい。

(委員)

犯罪被害者週間前後に中央公園で実施しているイベントで二次被害について取り上げるという意見があったが、なかなか「犯罪被害について考える」きっかけにはならないような気がする。

例えば、犯罪被害について考えさせられるような内容で地域発のドラマをマスコミに作ってもらおう。地域のドラマだったら何となく見たくなると思うし、啓発的な内容ではなく、犯罪被害者支援を題材に、県民に考えてもらうきっかけを提供するような内容にするのはどうか。もう一つは、オンライン上でSNSを活用し、参加希望者が誰でも参加できるイベントを開催し、その中で犯罪被害者支援に考える機会を持ってもらう。上手に議事を誘導しないと変な方向に議論がいく可能性があるので、コントロールできるように、企画も含めどこにお願いするかは検討する必要があるが、みんなが反応するテーマについて、互いに考えるというようなイベントはあり得るかなと考える。具体的に予算がどれくらい必要かは分からないが、波及効果を考えるのであれば、それくらいしないといけないと思う。

(会長)

以上をもって、本日の議事を終了する。事務局に進行をお返りする。

(事務局)

文化生活スポーツ部 池上副部長より閉会の挨拶。

(司会)

以上をもって、令和3年度第3回推進会議を閉会。

令和4年度第1回推進会議を令和4年7月頃で日程調整をさせていただく。